

京都大学大学院文学研究科 21世紀 COE プログラム

「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」

## 帝国システムの政治・文化的比較研究

### NEWSLETTER

NO.3

2004/6/11

ニュースレター第3号をお届けいたします。今回は、先月開催された、COE 第2及び第3回研究会に関する活動報告が主な内容です。

#### ■ 活動報告

##### 第2回 COE 研究会

日時：5月8日（土）、午前10時から正午まで

発表者：杉本 淑彦氏（二十世紀学教授）

発表題目：「フランス人達のパックス・ブリタニカ」

会場：京都大学文学研究科新館第二講義室

第2回 COE 研究会では、杉本 淑彦氏にご報告いただいた。

杉本氏は、19世紀後半から20世紀初頭という、大英帝国が絶頂から衰退へと至る時期における、同時代フランス人のパックス・ブリタニカイメージを分析した。とりわけ、英仏影響力逆転の典型的な地であったエジプトを巡る、大衆紙及びフランス言論界の言説を詳細に検討することにより、大衆レベルにおける複雑な反英感情を、また、そうした大衆の感情とは質を異にする知識人における大英帝国観を描き出した。報告後に行われた討論では、当時の歴史的分脈における文明概念の内実、知識人レベルにおいて英国からのヘゲモニー奪取（いわば反英連合）を訴える言説が出現しなかった原因、本テーマに対するフランス人研究者の関心の薄さとその理由、等々をめぐり活発な議論がたたかわされた。

##### 第3回 COE 研究会

日時：5月29日（土）、午後1時から3時半まで

発表者：富永 望氏（大阪産業大学教養部非常勤講師）

発表題目：「戦後日本における大日本帝国の残滓—象徴天皇制の形成と定着」

会場：京都大学文学研究科新館第二講義室

第3回研究会では、富永 望氏にご報告いただいた。

富永氏は、大日本帝国しか知らない政治家達が、いかにして「日本国」の「象徴天皇制」を作り上げたのかとの問題意識から出発し、敗戦直後から1960年代初頭までを視野に入れつつ、天皇の位置づけに関する国内各政治勢力の立場を整理、分析した。発表に続く質疑応答においては、共和制と君主制という二項対立による整理の有効性、社会主義勢力の主張を扱う際の共産党による議論の位置づけ、国民意識・文化のレベルにおける象徴天皇制の定着という視点等々、今後の発表者の議論を一層深めることに資するであろう、興味深い論点が多々提起された。

---

#### 【報告要旨】

フランス人達のパックス・ブリタニカ

杉本 淑彦

『ル・プチ・ジュルナル』は1863年に創刊され、低級な紙質と少ない頁数ゆえの廉価を武器にして売り上げを伸ばし、フランスにおける新聞大衆化の草分けとなったものである。とりわけ、1890年から始まった絵入り日曜版が、売り上げ増に貢献した。こうして、同種の後発紙『ル・プチ・パリジャン』によって抜かれるまで、同紙は19世紀後半を通じて発行部数トップの新聞であり続ける。読者は、パリなどの都市民にかぎらなかった。部数の半分はパリ以外の地方でさばかれ、地方の小ブルジョワ、小年金生活者、労働者、商人、集合住宅管理人などの中下層民衆が愛読したと考えられている。

教養人というよりも一般大衆をおもな読者層にもつ『ル・プチ・ジュルナル』は、1890年代、イギリス帝国を揶揄する風刺画を目曜版に掲載しつづけた。例えば、エジプトをとり扱った「赤ずきんちゃん」(8頁参照)。中国分割をとり扱った「国王と皇帝たちのケーキ」(本研究班ニュースレター第1号参照)などである。

1890年代、イギリス帝国関連記事のなかで、『ル・プチ・ジュルナル』の紙面を最も大きく占めたのは、エジプトものであった。ファショダ事件に象徴されるように、英仏の両帝国主義が主導権争いを激しく繰りひろげていた地がナイル河流域だから、大衆新聞この傾向は当然のなりゆきだったといえるだろう。

1890年代のフランス人一般大衆がエジプト問題で好戦的だった、というわけではない。『ル・プチ・ジュルナル』のどの紙面にも、イギリス帝国と一戦を交えよう、などというような主張を見いだすことはできない。問題にされているのは、イギリス帝国がフランス植民地帝国と比べて圧倒的に強大で、戦意を挫かせるほどの軍事力と経済力を持っていること。その力を背景に植民地支配の維持と拡張に努めているイギリス帝国が、一流の植民地大国になろうとしているフランスの野心を妨害していること。これが、問題視されているのだ。

例えば、ファショダからのマルシャン部隊撤退が決まった直後、『ル・プチ・ジュルナル』は、「英仏両国の国旗が戦火を交えかねない危機だったが、回避されてよかったです」(1898年10月9日)と書くのである。そしてそのうえで、ファショダ事件がつぎのように総括された。

ファショダ事件は、不愉快で神経を逆なでする事件だ。しかし、この事件には良い面もある。イギリス艦隊が大騒ぎで総動員体制をひいている様子や、その威張りぼうけた様子は、この事件の解決が焦眉の急であることを示すだけではなく、イギリスの飽くなき欲望の大きさを白日の下にさらしてくれるのである。

文明世界は、「最強の大國」イギリスのこんな思い上がった野望に、これまでずっと悩まされつづけてきた。文明世界は一丸となって、イギリスの要求を拒否することができかならぬにちがいない。「強すぎる大国」の常軌を逸した行動にストップを。(1898年11月13日付)

さらに、1899年6月のこと、国家財政の逼迫が国民議会で論議されていたおり、『ル・プチ・ジュルナール』は、前年のファショダ事件の際、万が一の対英開戦に備えるための6000万フランの補正軍事予算が組めなかつた当時のフランスの財政力の弱体を指摘したうえで、イギリス帝国を、それと対照的な財力豊かな国としてつぎのように描くのである。

フランスに一撃を与えた損害を負わせてしまえば、フランスは持久戦を戦う能力を失うだろう、と考えたイギリス政府は、最小に見積もっても3億フランにも達する軍事費を調達したのである。

なんとこのイギリス帝国は、なんの心配もいらない財力でもって、問題を処理できるのだ。古代ローマ帝国といえども、ジョン・ブル〔イギリス国民のあだ名〕が保持し利潤を得ている領土の、その大きさに匹敵するものは支配していかなかった。(6月25日付)

フランス人一般大衆にとって、植民地大国として先頭を切るイギリス帝国は、貪欲で鼻持ちならない相手だが敵とするには手強すぎる、というようなものだったのだろう。したがって、イギリスとの軍事対決を恐れつつ、それでも、植民地帝国の拡大には拍手喝采を送る。これが、『ル・プチ・ジュルナール』からうかがえる、1890年代当時のフランス人一般大衆のイギリス帝国観であり、また植民地関心のありようだといえるだろう。

しかし、『ル・プチ・ジュルナール』の描いたこのようなイギリス帝国像が、当時のフランス人すべてに共有されていたわけではない。一般大衆から教養知識人階層へと視点を移すと、また別のイギリス帝国觀が現れてくる。イギリス帝国を模範的な植民地帝国とみなす眼差しである。

1880～90年代の最も激しい英仏係争地だったエジプトに関しても、知識人階層は、フランス政府・議会の対応を批判こそすれ、イギリスに辛口の批評をすることは、皆無とはいえないまでも、きわめて少なかった。エジプトにおける英仏影響力逆転の最大転機になった、イギリスによる単独軍事占領(1882年)についてさえ、知識人階層主流は、イギリスに好意的な姿勢を堅持したのである。

1898年のファショダ事件についても、『両世界評論』からうかがえる知識人階層の対英姿勢は、『ル・プチ・ジュルナール』からうかがえる一般大衆の激昂と較べて、かなり冷静なものだった。正確に言えば、事件当時、『両世界評論』は沈黙を守るのである。『両世界評論』が事件について最初に言及するのは、1899年1月になってからのことである。しかも、事件の当否は措いて、ただ単に、アフリカ北東部支配におけるファショダの地理上の重要性を述べたにとどまった。時局を論じる総合評論誌としては、異例の対応だった。

イギリス帝国が圧倒的な経済力と軍事力を有していたパクス・ブリタニカの時代。その時代のフランス人にとって、狭い海峡を挟んで向かいあうイギリス帝国本国と戦端を開くなど、考えられない選択肢だった。ドイツの脅威を考えれば、なおさらありえない話だった。だが、1880年代以降にフランスが植民地帝国の再建に乗り出すや、イギリスとの紛糾は不可避で

もあった。

戦火を交えることはできない手強すぎる相手との紛争は、ナポレオン崇拜熱が高まっていた当時、革命期から帝政期にかけての不倂戴天の敵イギリスという記憶を、とりわけ一般大衆のあいだで呼び覚ますことになった。「不実なアルビオン」「飽くなき欲望」などという本質論でもって、一般大衆はイギリス帝国を見つめることになる。

一方、知識人階層主流は、一般大衆よりも前向きにパクス・ブリタニカ体制を見つめていた。彼らにとってヘグモニー国家イギリスは、学ぶべき対象であり、またなによりも、従属を余儀なくされても協調すべき対象であった。イギリスのヘグモニーを拒否することなどできないじよう、そのヘグモニーの桎梏の下で植民地支配を拡充し確立していく方策を模索することの方が、本質論を掲げて「イギリス国民性」批判に走るよりも、合理的で現実的なのだ。一般大衆とは異なり合理的判断力を持っている者、という矜持が、知識人階層をこのような模索へと導いたのだろう。

そしてまた、植民地関連の投資家・官僚・軍人との人的ネットワークが、学校歴と姻戚を通じて、一般大衆よりもはるかに稠密な知識人階層にとって、現実的な植民地政策を提言することは、経済的地位と社会的地位の向上のために必要なものでもあったのだろう。植民地から直接に利益を得るわけではない一般大衆にとって、植民地問題は不満のはけ口の一つにすぎず、植民地の拡充・確立が現実のものにならなくとも、イギリスを揶揄できれば、それで不満は解消されるのだ。もちろん、国民統合という観点からは、この「不満のはけ口」はきわめて重要なものだった。しかし、知識人階層にとっての植民地は、「不満のはけ口」ではなく、経済的にも社会的にも、利害にかかわる問題なのである

## 戦後日本における大日本帝国の残滓—象徴天皇制の形成と定着

富永 望

本報告の目的は、新憲法下の天皇制いわゆる象徴天皇制の形成と定着の過程を検証することにある。報告者と同じ観点から象徴天皇制の展開を扱った先行研究としては渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』<sup>1</sup>とケネス・ルオフ『国民の天皇』<sup>2</sup>くらいしかない。渡辺は象徴天皇制を保守政権による伝統的天皇制復活路線の挫折の過程と捉え、ルオフは国民主権と伝統的ナショナリズム融合の過程と捉えている。渡辺は保守政権に対する評価が極めてネガティブであり、天皇の位置づけに関して新憲法が孕む曖昧性を故意に軽視している。ルオフは現天皇こそが国民の天皇の性格を最も体現しているとしながら、昭和天皇が在位し続けたことの意味を深く検証していないし、彼が言うほど今日の天皇制が君主制として認識されているかは疑問である。更に両者に共通する問題点として、象徴天皇という用語自体の分析を欠いていること、社会主義者の天皇観に踏み込んでいないことがあげられる。本報告は以上の点を念頭に置いて、象徴天皇制を検証するものである。

そもそも象徴天皇という明らかに新憲法下で生まれた用語はどのようにして成立したのか。

<sup>1</sup> 渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』(青木書店、1990年)

<sup>2</sup> ケネス・ルオフ著 高橋継監修 木村剛久・福島睦男訳(共同通信社、2003年)

制度の定着時期を見定める上で重要な指標となると思われる所以、まずその問題から検証する。戦後憲法学の天皇論をたどっていくと、象徴天皇という用語が確立するまでに4つの時期区分が可能である。第1期は新憲法成立から東京裁判終結の頃までで、はたして日本の国体が変革されたのか否か、つまり新憲法が君主制なのか共和制なのかが論点となった。前者の代表的論者は美濃部達吉、後者は佐々木惣一であるが、学界の多数は共和制と解釈した。ただ、1949年に公法研究会が提案した憲法改正案を見るならば、この時点では象徴という位置づけ自体がまだ定着していなかったといえる。第2期は吉田茂がその長期政権において、象徴の位置づけに一定の方向を与えた、その是非をめぐって学界の議論が起こった。学界の大勢は吉田の意図するような、象徴を君主として扱う憲法運用に反対であり、その中から象徴天皇という表現が現れる。第3期は1950年代後半で、吉田式憲法運用に反発する保守勢力内の改憲派がまとめた憲法改正構想に含まれる天皇元首化論が焦点となった。ここで新憲法下の天皇を元首でない天皇と捉える観点から、象徴天皇の語が意識的に使用されるようになる。そして第4期は1960年代初頭、改憲がほぼ実現性を失う時期である。保守勢力内の改憲派も情勢の不利を見て、象徴を元首と解釈することを条件として象徴天皇という本来彼らが拒絶すべき言葉を受け入れた。憲法論を見る限り、象徴天皇が成立したのはこの時期といえる。

新憲法体制が発足する直前において、日本の政治勢力はどのような天皇觀を持っていたのだろうか。彼らが用意した明治憲法改正案を再検討してみると、確かに天皇を君主と規定しながら、国民主権については触れていない。だが、当時の西欧立憲君主国憲法と比較したとき、決して反動的といふほど非民主的な憲法案ではなかった。日本の政治勢力は保守主義者から右派社会主義者まで、君主制下の民主主義である議会主義的君主制の確立で一致していたといえる。しかし、昭和天皇の在位と国民主権の確立を両立させようとするGHQの方針により、曖昧な性格の日本国憲法が成立することになったのである。

前述の時期区分に基づき、議会主義的君主制を志向していた日本の政治勢力が、新憲法発足後、いかなる憲法運用体制を形成していったのかを検証する。まず新憲法体制発足期を担当した左派中道政権であるが、政権の側から仕掛けた地方巡幸の政治利用や逆に昭和天皇から要求があった内奏の継続により、天皇は政治から切り離されなかつた。また、1948年に東京裁判終結を目前として発生した退位問題は、発端こそ天皇の戦争責任問題であったが、議論を仔細に読み込んでいくと、新憲法下での天皇にいかなる役割を期待するかという憲法運用の方向性をめぐる論点を孕んでいた。天皇に君主としての役割を期待する論者は、能力の観点から留位を支持する者と、権威の観点から退位を支持する者とに分かれた。しかし、新憲法を基本的に共和制と解釈し、天皇に積極的役割を求める論者は旧時代との断絶を強調するために退位を要求した。結局政治が退位問題について明確な対応をなしえなかつたことから、いかなる路線で日本の民主化を進めるのかを明らかにする機会は失われてしまった。この時期はまだ象徴の方向性が定まっていなかつたといえる。

左派中道政権の崩壊をうけて長期政権を担当した吉田茂は、象徴を君主として扱うことでの一定の方向づけに成功することになる。彼は天皇が国政についての報告を受けるべきであるとし、内奏を積極的に行った。そのため、外遊前後の挨拶・予算の説明・自然災害および治安問題の報告という名目での内奏が慣例として定着する。独立後は外交においても、天皇の外交官認証や1953年の皇太子差遣を新憲法下の国事行為というよりも、むしろ戦前からの君主制の伝統上に位置づけた。ただし、吉田は政教分離のように憲法と抵触する分野では慎重な配慮を行った。左右双方から違憲と批判された再軍備問題では、吉田は極力天皇を巻き込まないように努めた。明文改憲による再軍備を主張した政治家も、新軍と天皇を切り離す点では一致していたが、君主制の観点からすると、天皇を最高統帥者と仰ぐことを要求した旧軍人の主張が正道

であった。そして旧軍人の中から、戦争責任をとっていない天皇を戴くことはできないとして退位論が再燃するのだが、天皇を守ろうとする吉田は改憲を否定し、天皇の軍隊の復活を嫌う世論も旧軍人の退位論を支持しなかった。ここには、明文改憲なしに明確な君主制の復活はありえないのに、昭和天皇が在位し続けることで改憲が不可能になるという保守勢力の抱える矛盾が現れている。

吉田の新憲法運用に対しては、左右双方から異論が出された。保守勢力の側では、改進党と自由党が1954年に、共に天皇元首化論と再軍備を二本柱とする憲法改正構想を発表した。この改憲構想は実質的に吉田の国家観と大差なかったが、明治憲法への復帰ではないと断っているところに、新憲法の価値観を支持する世論への配慮が見られる。逆に改憲を批判する社会主義勢力には、天皇観をめぐる分裂があった。右派は天皇制に肯定的であり、そのことは修正資本主義者と左派社会主義者の双方からの評価によって裏付けられる。しかし、右派社会主義者は天皇の名において言論が制限される可能性や、天皇元首化論のように旧憲法的な天皇に回帰しようとする動きには警戒的であり、左派と共同歩調をとった。右派こそが新憲法下の天皇を最も支持する立場にあったことが窺える。左派社会主義者は指導者レベルにおいて天皇論を極力回避していたが、1954年採択の左派社会党綱領などからは、将来の天皇制廃止を視野に入れていることを否定しない（しきれない）立場にあったことがわかる。同時期の憲法学界では保守改憲構想に対する批判の中から象徴天皇という言葉が急速に広まっていくが、論者は象徴天皇に積極的定義を与えなかった。彼らによれば象徴天皇制とは日本民主化と遅れた国民意識との妥協の産物であり、将来的な共和制実現に至る過渡的段階なのである。つまり恒久的に保持するに値しないと見ていたので、積極的定義の必要を感じなかつたのであろう。左派社会主義勢力の天皇観も概ねこのようなものであったと推測される。

かくして広まった象徴天皇の語は、本来保守勢力にとっては拒絶すべき用語であるはずだった。さて吉田政権崩壊の後をうけた鳩山一郎・岸信介は、いずれも明文改憲を志向しつつ、政権運営上は吉田式憲法運用を継承するに止まつた。内奏の慣例は踏襲され、天皇の外交儀礼は格段に増えたが、憲法解釈上は天皇を君主と明言できなかつたし、改憲の可能性も遠のいた。1960年の安保騒動後に成立した池田勇人政権は、吉田の路線を発展させる方針をとり、解釈上の君主化により熱心になった。池田政権下で三種の神器の国有化・皇室外交・知事の地方事情報告・生存者叙勲の復活が実現したのである。その一方で改憲は棚上げにされた。対する社会主義勢力内でも社会党から離脱した集団が民主社会党を結党するという分裂が生じた。民主社会党は新憲法下の天皇制を積極的に支持する立場をとつた。残された社会党でも、それまで不熱心だった護憲運動へのとりくみを改め、憲法完全実施のスローガンを立てて、国会で池田政権に象徴天皇の位置づけを問いただすという行動に出る。これは事実上の現状容認、象徴天皇制支持への転換に他ならなかつた。このような状況で憲法調査会は各論併記の報告書をまとめたが、改憲不要論を代表する高柳賢三会長から、あくまでも改憲を要求する共同意見書提出者まで、象徴天皇については現状維持を唱えたのである。その背景には、改憲自体の困難さに加え、吉田政権以来の憲法運用の積み重ねにより、行政上支障がないことと、国際社会が天皇を元首として認めているという実績があつた。

かくして1960年代初頭に象徴天皇制は定着したといえるが、保守主義者と社会主義者の双方で象徴の憲法解釈が異なり、しかも両陣営内部で積極容認と消極容認の温度差を残している。すなわち、象徴天皇制に本来積極的定義は存在しないし、共通の位置づけも確立しないまま、改憲断念という形で象徴天皇の憲法運用が定着したのが実態なのである。

## ■ 今後の研究会の予定

### ◇ 第4回 COE 研究会

一日時：6月19日（土）、午後3時から5時半まで  
一会場：新館第二講義室  
一発表者：ブルース・カミングス氏（シカゴ大学歴史学部）  
一発表題目：Multilateralism and Unilateralism in U.S. Policy Toward East Asia.  
(講演は英語で行われます)

### ◇ 第5回 COE 研究会

一日時：6月26日（土）、午後1時から3時半まで  
一会場：新館第二講義室  
一発表者：酒井 一臣氏（日本学術振興会特別研究員）  
一発表題目：「文明国標準」の帝国日本の外交方針—外交史研究と帝国史研究の接点—

### ◇ 第6回 COE 研究会（現代史研究会との共催）

一日時：7月17日（土）、午前11時から午後5時まで  
一会場：京大会館  
一発表者及び発表題目：  
平田 雅博氏（青山学院大学）：帝国史と国内史をつなぐ  
—オーナメンタリズム・ポストコロニアリズム・在英黒人—

李 昇燁氏（人文科学研究所助手）：海外在留「日本国民」の在留禁止处分  
—明治二十九年法律第八十号「清国及朝鮮國在留帝國臣民取締法」を中心に—

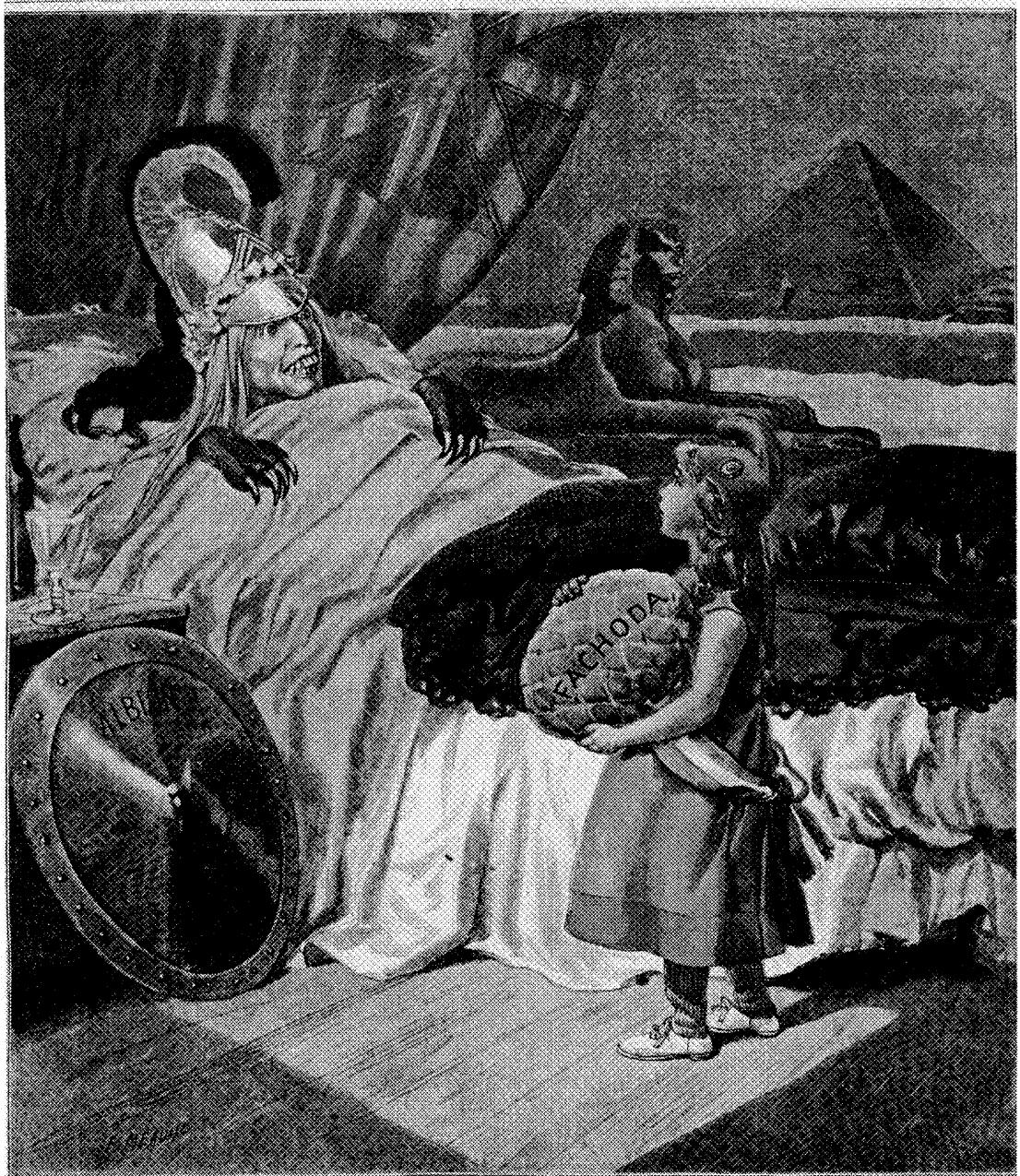
溝上 宏美氏（現代史学博士後期課程）：イギリス帝国の衰退と移民流入  
—アトリー政権期の難民受け入れ政策をめぐって—

### ◇ 第7回 COE 研究会

一日時：7月26日（月）、午後1時から5時まで  
一会場：新館第二講義室  
一発表者：ローラ・ハイン氏（ノースウェスタン大学歴史学部）  
一発表題目：Social Scientists vs. Bureaucrats: A Different Japanese-American  
Alliance in Occupied Japan（通訳付き）

#### <連絡先>

〒606-8501 京都市左京区吉田本町  
京都大学文学研究科 現代文化学共同研究室  
電話/ファックス：075-753-2792  
E-Mail: [teikoku-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp](mailto:teikoku-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp)  
担当：吹戸 真実



### LE PETIT CHAPERON ROUGE

— Mère-grand, comme vous avez de grandes dents!  
— C'est pour manger ta galette, mon enfant!

「赤ずきんちゃん」(『ル・プチ・ジュルナル』1898年11月20日)

——「おばあちゃん、とっても大きな歯ね！」  
——「お前のガレットをいただかなくっちゃならいからね。」

ファショダという名前ガレット(焼き菓子の一種)を持ってきた赤ずきんちゃんは、フランス共和国のシンボルであるフリジア帽と三色リボンを身につけている。狼は、イギリスの寓意像ブリタニアとして描かれており、その盾には「アルビオン」と刻銘されている。また、カーテンはユニオンジャックを思いおこさせる。